

毎週火、金曜日発行（但休日相当日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

（翌日）

# 鳥取県公報

## ◇告示 目次

- 道路の供用開始
- 建設業者の登録
- 種畜証明書の返納
- 耕地整理換地処分の認可
- 土地改良区の役員の変更及び就任
- 土地改良区の成立
- 土地改良事業の認可
- 計量器定期検査の実施
- 健康保険法による保険医療機関の指定
- 選挙管理委員会の招集
- 選管告示 昭和三十四年三月鳥取県教育委員会告示第十三号の一部改正
- 鳥取県立盲学校別科の設置
- 危険物取扱主任者試験の実施
- 職業訓練指導員試験の合格者
- ◇公告

◇正誤 昭和三十三年七月二十二日付け鳥取県規則第二十六号中訂正

## 告 示

鳥取県告示第四百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。  
その関係図面は、この告示の日から一月間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和三十六年三月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一級国道	九号	鳥取県東伯郡東伯町大字八橋字御城山から 赤碕町大字赤碕字花見まで	昭和三十六年四月一日

鳥取県告示第四百四十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年三月十四日

登録番号	登録年月日	鳥取県知事 石 破 二 朗	主たる営業所の所在地	申請者氏名	摘要
鳥取県知事登録 (ハ)第四五〇号	昭三六、二六		常盤建設(株)	鳥取市卯垣一五三	山田 信治 土木、管工事
" 第五四五号	" 三、四		(株)小林組	" 行徳一八四	小林 菊造 建設工事
" 第五四三号	" 二、二七		影島木材(有)	米子市上福原一、一五三ノ四	影島 精一 建築工事

鳥取県告示第四百四十七号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年三月十四日

登録番号	登録年月日	鳥取県知事 石 破 二 朗	主たる営業所の所在地	申請者氏名	摘要
鳥取県知事登録 (ハ)第七三一号	昭三六、三、九		田村 組	鳥取市行徳は三〇四	田村 政美 土木工事
" 第七三二号	"		西 沢 組	八頭郡智頭町大字野原	西沢 勲

鳥取県告示第四百四十八号

次の種畜につき、種畜証明書が返納された。

昭和三十六年三月十四日

種畜証明書番号	名号	鳥取県知事 石 破 二 朗	飼養者住所氏名
昭三五鳥地第十三号	竜 桜		鳥取県八頭郡河原町 田 中 稔
" 第十六号	春 菊		" 八東町 瀬戸根 勇
" 第十八号	桑 林		" 用瀬町 田 中 弁 治

鳥取県告示第四百四十九号

気高郡末恒村小沢見耕地整理組合から申請のあつた耕地整理換地処分について、耕地整理法（明治四十二年法律第三十号）第三十条第三項の規定により、昭和三十六年三月八日認可した。

昭和三十六年三月十四日

鳥取県告示第五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、大灘土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十一項の規定により告示する。

昭和三十六年三月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

退任した役員の氏名及び住所

- 理事 安藤 庸喜 倉吉市穴沢
- 樋口 泰藏 "
- 山根 永久 "
- 石川 国平 " 尾原
- 石田 才一 " 別所
- 石田 勇 "
- 有山 勇吉 東伯郡大栄町大字穂波
- 松本 定市 "

- 沢山長太郎 " 原
- 監事 森田 宗則 倉吉市穴沢
- 河野 隆義 東伯郡大栄町大字穂波

就任した役員の氏名及び住所

- 理事 安藤 庸喜 倉吉市穴沢
- 樋口 泰藏 "
- 山根 永久 " 北面
- 石川 国平 " 尾原
- 石田 才一 " 別所
- 石田 孝道 "
- 磯上 百藏 東伯郡大栄町大字穂波
- 松本 定市 "
- 沢山長太郎 " 原
- 監事 河野 隆義 " 穂波
- 森田 宗則 倉吉市穴沢

昭和三十六年二月十日臨時総会において総選挙の結果当選し一月十六日就任、任期三年。

鳥取県告示第五十一号

西伯郡岸本町大原野口敏智ほか十四人の者から申請のあつた大原土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条の規定により昭和三十六年三月十日成立した。

昭和三十六年三月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五十二号

大瀬土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとするかんがい排水土地改良事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第十条の規定により、昭和三十六年三月五日認可した。

昭和三十六年三月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五十三号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定により、東伯郡計量器定期検査を次のように実施する。

昭和三十六年三月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検査期日	検査区域	検査場所
四月十七日	東伯郡泊村	泊第一劇場
十八日	東郷町	舍人農業協同組合
十九日	"	東郷小学校
二十日	"	花見小学校
二十一日	"	東郷農業協同組合松崎支所
二十四日	羽合町	宇野小学校
二十五日	"	羽合小学校
二十六日	"	長瀬小学校
二十七日	三朝町	旭中学校
二十八日	"	三徳小学校
五月一日	"	三朝中学校

二日 関金町 鴨川中学校  
 備考 計量法第百四十二条但書による所在場所で行なう定期検査については、実施の場所をその所在場所とし、実施期間を昭和三十六年四月十七日から五月十六日までとする。

鳥取県告示第百五十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和三十六年三月十四日  
 鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診 療 科 名	開設者氏名	指定年月日	採用点数表
-----	-------	---------	-------	-------	-------

安達 医院 日野郡日野町黒坂 内科、小児科、放射線科 安達 厚 昭和三六、二、一一 乙ノ二

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第八号  
 第二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。  
 昭和三十六年三月十四日  
 鳥取県選挙管理委員会委員長 福光正義

- 一 日時 昭和三十六年三月十七日 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目 鳥取県自治会館
- 三 議題 公明選挙推進計画について

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十八号  
 昭和三十四年三月鳥取県教育委員会告示第十三号（鳥取県立高等学校の校名、位置及び課程）の一部を次のように改正し、昭和三十六年四月一日から実施する。

昭和三十六年三月十四日

鳥取県教育委員会委員長 石 谷 貞 彦

別表中

倉吉東高等学校					
定時制 (夜間)	全 日 制			普 通 科	
	普 通 科	商 業 科	工 業 科	普 通 科	普 通 科
	普 通 課 程	商 業 課 程	電 気 課 程	機 械 課 程	普 通 課 程
	"	"	"	"	倉吉市堺町二丁目二〇二番地

に改める。

倉吉東高等学校

定時制 (夜間)	専攻科	全日制		普通課程	倉吉市堺町一丁目二〇二番地
		商業科	工業科		
		商業課程	電気課程 機械課程		
普通科	普通科	普通課程			
普通課程					
"	"	"	"	"	"

鳥取県教育委員会告示第十九号

昭和三十六年四月一日から鳥取県立盲学校別科を次のとおり設置する。

昭和三十六年三月十四日

鳥取県教育委員会委員長 石谷 貞彦

一 設置する学校名

鳥取県立鳥取盲学校

二 設置課程及び修業年限

別科とし、修業年限は二年とする。

三 設置場所

鳥取市立川町五丁目

公 告

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十三条の二第三項の規定に基づく危険物取扱主任者試験を次のと

おり実施する。

昭和三十六年三月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 試験の期日及び場所

1. 試験の期日

昭和三十六年四月二十三日 午前八時三十分から

2. 試験の場所

鳥取市立川町五丁目 鳥取大学学芸学部

倉吉市堺町 倉吉東高等学校

米子市錦町 米子西高等学校

二 試験の種類

1. 甲種危険物取扱主任者試験（以下「甲種試験」という。）

2. 乙種危険物取扱主任者試験（以下「乙種試験」という。）

三 試験科目

1. 甲種試験の試験科目は、次のとおりとする。

一 基礎物理学及び基礎化学

(イ) 危険物の取扱作業に関する保安に必要な高度の基礎物理学

(ロ) 危険物の取扱作業に関する保安に必要な高度の基礎化学

(ハ) 燃焼及び消火に関する高度の基礎理論

二 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法

(イ) すべての種類の危険物の性質に関する高度の概論

(ロ) 危険物の類ごとに共通する特性

(ハ) 危険物の類ごとに共通する火災予防及び消火の方法

(ニ) 品名ごとの危険物の一般性質

(ホ) 品名ごとの危険物の火災予防及び消火の方法

三 危険物に関する法令

2. 乙種試験の試験科目は、次のとおりとする。

一 基礎物理学及び基礎化学

(イ) 危険物の取扱作業に関する保安に必要な基礎

物理学  
(四) 危険物の取扱作業に関する保安に必要な基礎化学

(イ) 燃焼及び消火に関する基礎理論  
二 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法

(イ) すべての種類の危険物の性質に関する概論  
(ロ) 第一類から第六類までのうち受験に係る種類の危険物に共通する特性

(ハ) 第一類から第六類までのうち受験に係る種類の危険物に共通する火災予防及び消火の方法  
(ニ) 受験に係る種類の危険物の品名ごとの一般性質

(ホ) 受験に係る種類の危険物の品名ごとの火災予防及び消火の方法  
三 危険物に関する法令

三 同時に二種類以上の乙種試験を受ける者については、前項の試験科目のうち一種類の当該試験の第一号及び第三号の試験科目をもって他の種類の当該試験

四 受験資格  
1 甲種試験は、昭和三十六年四月二十三日までに次の各号の一に該当する者

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学若しくは短期大学において化学に関する学科若しくは課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると都道府県知事が認定した者で、六月以上危険物取扱の実務経験を有するもの

二 乙種危険物取扱主任者免状の交付を受けた後二年以上危険物取扱の実務経験を有する者

2 乙種試験は、昭和三十六年四月二十三日までに六月以上危険物取扱の実務経験を有する者

五 出願手続  
1 受験願書受付期間

昭和三十六年三月十四日から昭和三十六年四月十五日午後五時まで(郵送の場合は、昭和三十六年四月十

五日午後五時までに着信のものに限る。( )

2 受験願書の提出先  
鳥取市東町二丁目一〇番地 鳥取県総務部地方課

3 提出書類等  
(イ) 受験願書

乙種試験を受験しようとする者で同時に二種類以上受験しようとする者は、願書を別々に提出すること。なお、願書の受付欄に受験地を記入すること。

(ロ) 四の1の一に該当する者は、最終学校卒業証明書及び六月以上危険物取扱の実務経験を有することを証明する書類

(ハ) 四の1の二に該当する者は、乙種危険物取扱主任者免状の写し及び免状の交付を受けた後二年以上危険物取扱の実務経験を有することを証明する書類

(ニ) 四の2に該当する者は、六月以上危険物取扱の実務経験を有することを証明する書類

(ホ) 写真 二枚

受験願書提出前六月以内に撮影した脱帽正面上半身像の名刺形のもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年令を記載したもの(一枚は受験願書の所定の欄にはりつけ、他の一枚は試験当日に受験票の写真欄にはりつけて持参する。)

(イ) 第一類又は第五類の危険物にかかる乙種試験を受ける者であつて、火薬類取締法(昭和二十五年法律第四十九号)第三十一条第一項の規定による甲種火薬類作業主任者免状、乙種火薬類作業主任者免状若しくは丙種火薬類作業主任者免状又は同条第二項の規定による甲種火薬類取扱主任者免状若しくは乙種火薬類取扱主任者免状を有する者については、試験科目のうち2の一の(イ)及び(ロ)並びに2の二の(ロ)及び(ニ)の試験科目が免除されるから所持する免状の写しを提出すること。

4 受験票  
所要事項を記入し受験願書を切りはなさないで提出

すること。なお、この際には受験票には写真をはらないこと。

5 受験手数料

甲種試験を受けようとする者は八百円、乙種試験を受けようとする者は、一類ごとに五百円に相当する額の鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄にはりつけ消印しないで納付すること。

六 その他

1 受験願書、実務経験証明用紙、受験票その他の用紙は、各市消防本部、各町村役場又は鳥取県総務部地方課に請求すること。(郵便で請求の場合は、あて先を明記し十円切手をはった返信用封筒を同封すること。)

2 危険物取扱の実務経験を有することを証明する書類は、実務に就いた場所の事業主(会社の支店等にあつては支店長)の証明

3 一たん納付した手数料は、申込みの取消又は受験しなかつた場合でも返還しない。

4 その他不明の点は、鳥取市東町二丁目一〇番地鳥取県総務部地方課に問い合わせること。

職業訓練法(昭和三十三年法律第三百十号)第二十四条の規定により昭和三十五年二月十九日及び二十日に実施した職業訓練指導員試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和三十六年三月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

職 種 氏 名

木 工 熊 田 勇

西 木 宏

浅 井 輝 美

田 中 義 徳

小 谷 勉

竹 内 敦

伊 藤 茂

北 垣 一 二

自動車整備工

木下秀実	田中政直	橋本繁人	長谷川正明	武田弘	南条満	吉村晴雄	溝口滂	竹内和雄	田村仁吉	湯谷博	箕原二	酒本克己
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

正 誤

昭和三十三年七月二十二日付け鳥取県規則第二十六号中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

2 頁 段 行

8 契約の日の翌月

契約の日の翌日

正

## 鳥取県公報の購読者募集について

鳥取県総務部総務課

鳥取県では、毎年度の初め「鳥取県公報」の購読者を募集しています。鳥取県公報には、われわれ県民の福祉や権利、自由に影響するところが大きく、かつ、県の行政執行の基本をなす条例、規則、告示等が登載公表されます。

県政を理解するには、鳥取県公報は、そのよい資料でありますから、県では実費で有償配付を行なっています。

購読希望の方は、裏面申込書に購読料金（一部一月百二十円、郵送料を含む。）を添えて三月二十五日までに当課あてお申込みください。

なお、官公署が購読を申込まれる場合は、その購読料金は、四月以降に県が発する納額告知書により納めることもできます。



00961

# 鳥取県公報購読申込書

昭和 年 月 日から昭和 年 月 日まで

鳥取県公報を 部購読したいので、購読料金

円を添えて申し込めます。

昭和三十六年 月 日

住所

氏名

印

(団体の場合は、団体名及び代表者名印)

鳥取県知事

殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目

印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町

〔定価 一部月額二二〇円(送料共)〕